

§ 2 代 理			
1 代理総説・有権代理			
A	代理制度の存在理由（趣旨）は何か	・法定代理の場合…私的自治の補充機能 ・任意代理の場合…私的自治の拡張機能	151
B	代理と使者の違いは何か	意思決定について、代理の場合は、代理人を基準に決せられるのに対し、使者の場合は、本人を基準に決せられる（使者はあくまで、本人の決定した効果意思を相手方に表示し（表示機関）、又は、完成した意思表示を伝達する機関（伝達機関）にすぎない）	154- 155
A	顕名のない場合の法律効果の帰属について、①代理人B名義の場合、②本人A名義の場合に分けて説明せよ	Bに代理意思がある前提で（代理意思がない場合、Bに効果帰属する）、 ①B名義の場合 原則：Bに帰属（100条本文） 例外：Aに帰属（100条ただし書）：相手方が… …知り、又は知ることができたとき ②A名義の場合＝署名代理 署名代理も有効で、Aに効果帰属すると解される	156- 159
B	本人を欺く目的で、代理人と相手方との間で通謀虚偽表示（94I）がされた場合の処理	93条1項類推適用説（判例） 93条1項の類推適用により、本人が相手方の真意を知りまたは知ることができた場合でない限り、相手方の意思表示は有効（代理人には相手方と通謀して本人をだます権限はなく、実質的には使者であり、相手方は代理人と通謀することを秘匿して本人と取引したのであるから、心裡留保類似の関係にある）	163- 166
B	権限の定めのない代理人の権限は何か	①保存行為（103条1号） ②代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為（103条2号）	175

A	保存行為，利用行為，改良行為は，それぞれどのような行為か	<p>・保存行為：財産の現状を維持する行為 例) 家屋の修繕，消滅時効の時効中断，未登記建物の登記，弁済期後の債務の弁済，腐敗しやすい物の処分</p> <p>・利用行為：収益を図る行為 例) 現金を銀行に預金する，金銭を利息付きで貸し付ける c f. 預金を株式にする，金銭を無利息で貸し付ける，使用貸借契約等の行為は利用行為に当たらない（∴収益なし）</p> <p>・改良行為：物または権利の価値を増加させる行為 例) 家屋に造作を付す，無利息消費貸借を利息付きに改める</p>	175
B	自己契約・双方代理が禁止される（108条1項）理由はなぜか	利益相反行為による本人や相手方の利益を害するおそれ	176
B	自己契約・双方代理禁止（108条1項）の例外を述べよ	①債務の履行，本人があらかじめ許諾した行為（108条1項ただし書，明文上の例外） ②自己契約・双方代理によって新たな利害衝突を生じない場合（解釈上の例外）	176-177
A	利益相反行為（108条2項）の判断基準	「利益相反行為に当たるかどうかについては， <u>行為の外形に照らして定型的・外形的に判断すべき</u> であり，当該代理行為をなすについての代理人の動機・意図をもって判定すべきでない（外形説，最判昭43.10.8，百選Ⅲ〔46〕，但し，親権者と子の利益相反行為についての判断である）」	177
A	代理人が権限濫用を行った場合の処理	無権代理とみなされる（107条）ことから，無権代理に関する一連の規定（113～117条）が適用され得る	178